

43. 20

特許庁長官による補正指令に対し出願人が行った補正が、要旨を変更するものとして審査官の決定により却下された場合の取扱い（特・意・商）

1. 特許庁長官による補正指令（平成5年改正前特17条2項、意68条2項及び商77条2項において準用する特17条3項）に対し、出願人が行った補正を適式なものとして受理した後に、要旨を変更するものとして補正が審査官の決定により却下された場合（平成5年改正前特53条、意17条の2第1項、商16条の2第1項）には、当該出願はいったん補正された方式上の欠陥を再び有することとなる。したがって、方式上の欠陥を補正する手続が補正却下の決定の謄本の送達後3月以内になされない場合、又は補正却下決定不服審判請求（平成5年改正前特122条、意47条1項、商45条1項）が認められなかった場合には、従前の補正指令に対する応答がなかったものとして、特許法第18条第1項^{※1}の規定により出願を却下する。なお、出願を却下する場合には、従前の補正指令に対する手続補正書の提出が必要な旨の通知（従前の手続補正指令書の複写を添付したもの）を事前に行うものとする。
2. 上記1.の取扱いは、補正が要旨を変更するものとして却下され、それが同時に方式上の欠陥となる場合の取扱いであり、補正が要旨を変更するものとして却下されても、それが同時に方式上の欠陥とならない場合は適用されない。
3. 補正却下後の新出願がされた場合（意・商）
なお、意匠登録出願又は商標登録出願について補正却下後の新出願がされた場合には、もとの出願についての手続補正書が提出された時に新出願がされたものとみなされ、もとの出願は取り下げられたものとみなされる（意17条の3^{※2}）。したがって、その場合には、もとの出願は却下しない。

（改訂平成23・11）

※1 特18条1項：意68条2項、商77条2項において準用

※2 意17条の3：商17条の2において準用